

一般社団法人大阪府トライアスロン協会専門委員会の組織及び運営に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会定款第35条の規定により専門委員会の組織及び運営について定めるものとする。

(設置)

第2条 一般社団法人大阪府トライアスロン協会（以下「OPTA」という。）に次の専門委員会を置く。

- (1) 普及委員会
- (2) 女子委員会
- (3) 強化委員会
- (4) パラトライアスロン委員会
- (5) 技術・審判委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) マーケティング委員会
- (8) 国体委員会
- (9) メディカル委員会
- (10) IT推進委員会
- (11) 政策総務委員会

(任務)

第3条 専門委員会は、理事会の決議に基づき、分掌する専門的事項について処理を行う。

2 前項において行った処理は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(組織)

第4条 専門委員会は委員長1名、副委員長2名以内及び委員によって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 委員長は、専門委員会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員は、他の専門委員会の委員を兼務することはできない。ただし、理事会が認めた場合はこの限りではない。

6 専門委員会は、所掌する専門的事項に助言を求めため、理事会の承認を得てアドバイザーを若干名置くことができる。この場合において、アドバイザーは、複数の委員会を兼務することができる。

7 アドバイザーは、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(会議)

第5条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 専門委員会の議決は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 専門委員会は、書面又は電磁的方法によって開催することができる。この場合において、決議は前項を準用する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 専門委員会は、事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第7条 専門委員会は、事業報告及び決算を毎事業年度終了後速やかに作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(普及委員会)

第8条 普及委員会は、トライアスロン競技者の増加を推進し、他委員会と協力しながらトライアスロン環境を構築するため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) エリート、エイジ、U23,19,15,12の各年代への認知度を上げ、選手の発掘・育成・強化の普及に関すること。
- (2) 練習会、講習会及び研修会の開催等に関すること。
- (3) 教室、大会情報、スクール情報、グッズ及び保険のインフォメーションなどによる情報の収集及び提供等に関すること。
- (4) ホームページ及びSNSによる情報配信に関すること。
- (5) その他普及全般に関すること。

(女子委員会)

第9条 女子委員会は、トライアスロン等における女性選手の普及及びジェンダーに起因することなく誰もがトライアスロン等を謳歌できる環境を構築するため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 女性の大会運営役員の育成と研究に関すること。
- (2) 女子選手の特性とその対応及びトレーニングの研究に関すること。
- (3) 女子選手の競技継続環境整備に関すること。
- (4) その他女子選手全般に関すること。

(強化委員会)

第10条 強化委員会は、加盟団体に所属する選手強化のため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 選手強化のための講習会・練習会・合宿等の開催に関すること。
- (2) 強化拠点及び関連競技団体との連携に関すること。
- (3) 強化拠点の認定に関すること。
- (4) 日本選手権、国民体育大会その他主要大会への選手派遣に関すること。
- (5) その他強化全般に関すること。

(パラトライアスロン委員会)

第11条 パラトライアスロン委員会は、トライアスロン等におけるパラ選手の普及及び

トライアスロン等の環境を構築するため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) パラトライアスロンの講習会、研究会等の開催に関する事。
- (2) パラトライアスロンの練習会及び大会の開催に関する事。
- (3) その他パラトライアスロン全般に関する事。

(技術・審判委員会)

第12条 技術・審判委員会は、トライアスロン等の大会開催及び競技運営における質的向上並びにJTU公認審判員の質的向上、育成及び拡大のため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 大会の技術面に係わる運営等に関する事。
- (2) 一般大会の視察・指導に関する事。
- (3) ITU運営マニュアル及びJTU競技運営マニュアルに基づき、OPTA競技運営マニュアルの編集・作成に関する事。
- (4) 大会用の施設器具の開発と調査・研究に関する事。
- (5) 競技用具の開発の調査・研究に関する事。
- (6) レースディレクター、技術スタッフ等の管理と育成に関する事。
- (7) ITU競技規則及びJTU競技規則に基づき、OPTAが主催・共催・主管する大会の競技規則の編集・作成に関する事。
- (8) 公認審判員の審査・試験及び委嘱に関する事。
- (9) 審判講習会への講師派遣に関する事。
- (10) 審判資格者の養成とトライアスロン等大会への審判員の派遣に関する事。
- (11) 主催大会及び関連大会への審判長及び技術代表を推薦する事。
- (12) その他技術・審判全般に関する事。

(指導者養成委員会)

第13条 指導者養成委員会は、トライアスロン等の指導者の拡大及び資質の向上を図るため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 指導者育成のための講習会、研修会の実施に関する事。
- (2) 指導者養成のための資料の編集・作成に関する事。
- (3) 指導者認定講習会等への講師派遣に関する事。
- (4) 公益財団法人大阪府スポーツ協会等の関連団体との連携に関する事。
- (5) その他指導者育成全般に関する事。

(マーケティング委員会)

第14条 マーケティング委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) OPTAのマーケティング対策に関する事。
- (2) オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー及び協力企業・団体に関する事。
- (3) OPTAが関与する商標権、著作権等のマーチャンダイジング(商品化権)及び広告宣伝に関する審査・契約に関する事。

(4) その他マーケティング全般に関すること。

(国体委員会)

第15条 国体委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 国民体育大会への選手・監督派遣に関すること。
- (2) 大会遠征における手配等に関する実務全般に関すること。
- (3) 公益財団法人大阪府スポーツ協会との連携に関すること。
- (4) 派遣選手の練習会及び合宿に関すること。
- (5) 近畿ブロックその他競技団体との連携に関すること。
- (6) その他国民体育大会に関すること

(メディカル委員会)

第16条 メディカル委員会は、選手の健康管理及び競技向上のため総合的な医科学サポートに関し、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 競技における事故発生の防止、予防のための方策に関すること。
- (2) 競技における救急医療に関すること。
- (3) 選手の障害に関する医療に関すること。
- (4) 競技者のメディカルチェックに関すること。
- (5) 競技力向上のための医学的サポートに関すること。
- (6) その他メディカルに関すること。

(IT推進委員会)

第17条 IT推進委員会は、OPTAにおける情報化の推進を図るために、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 情報ネットワークの構築及び利用促進に関すること。
- (2) 情報のデータ管理に関すること。
- (3) その他IT推進に関すること。

(政策総務委員会)

第18条 政策総務委員会は、OPTAにおける円滑な組織運営を行うために、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 社員総会運営に関する事務局との連携、準備と調整に関すること。
- (2) 理事会運営に関する事務局との連携、準備及び調整に関すること。
- (3) 三役会議・執行部会議運営に関する準備と調整に関すること。
- (4) 定款その他諸規程の調整に関すること。
- (5) 専門委員会委員長間の連絡調整及び連携に関すること。
- (6) その他政策総務に関すること。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年（令和3年）4月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年（令和3年）6月21日から施行する。